

2021 年度（令和 3 年度）

一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会



日 時：令和 3（2021）年 6 月 19 日（土）10:00～

場 所：遊学舎 研修室 4

議 長：宮野はるみ

議事録署名人：菅原光子・赤平敏子

総会員数 88 名➡参加者（10）名+委任状(61)名=(71)名 総会員数の(3 / 4)

定款 第 16 条に基づき、総会員数 2/3 以上の議決権を有しているため総会は成立

令和元 3 年度（2021 年度） 総会目次

報告事項	
1. 令和 2 年度（2020 年度）事業報告	
1) 令和2年度（2020 年度）秋田県助産師会 通常総会	P4
2) 令和2年度（2020 年度）理事会	P6
3) 地区活動 報告	P9
4) 各地区 所有物品 一覧	P9
5) 都道府県助産師会 代表者会議	P10
6) 北海道・東北地区懇談会	P17
7) 各委員会活動 報告	
(1) 子育て女性健康支援センター事業	P14
(2) 災害対策委員会	P15
8) 関係団体との活動状況	P16
2. 会員の動向 表彰	P17
審議事項	
3. 令和 2 年度（2020 年度）決算報告および会計監査報告	郵送
※決算書ならびに予算書は、会員各位に郵送	
報告事項	
4. 令和 3 年度（2021 年度）事業計画	P19
5. 令和 3 年度（2021 年度）予算	郵送
6. その他 令和 3 年度（2021 年度）理事改選 結果報告	P20
🌸 一般社団法人 秋田県助産師会 定款	P21
🌸 一般社団法人 秋田県助産師会 細則	P28

二〇二一年度貴会総会開催にあたって

二〇二一年度 一般社団法人秋田県助産師会 通常総会の開催、おめでとうございます。日頃より日本助産師会の活動において、ご協力ならびにご尽力いただき心より感謝申し上げます。

昨年より、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、周産期医療ならびに地域母子保健は、様々な困難に遭遇しているかと存じます。その中において、母子の健康を願い、日々活動を継続されている皆様に敬意を表します。

本年四月に母子保健法の一部改正が施行され、産後ケア事業の実施が各市町村の努力義務となりました。私たち助産師は、産前から育児期まで切れ目ない支援を女性とその家族に行うために、働く場所はそれぞれであっても互いに連携し、かつ多職種とも協働することを要請されています。その時代、状況に忘れたケア提供の在りかたを検討していくことは、専門職である私たちの責務でもあります。皆さまとともに、どうすればよりよい状況となりうるかを考え、少しずつはあっても、前進する努力をしていければと考えております。

貴会におかれましても、このような社会状況の中で、活動が制限されることもありましようが、地域母子への切れ目ない支援やウイメンズヘルス支援のための活動を推進されることを期待いたします。

貴会のますますのご発展を心より祈念いたします。

二〇二一年四月吉日

公益社団法人日本助産師会 会長 島田 真理恵

報告事項

1. 令和 2 年度（2020 年度）事業報告

1) 令和 2 年度（2020 年度）一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会

令和2年度（2020年）一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会 議事録			
日時：令和2年6月27日(土)10:00～12:00			
場所：遊学舎 研修室 4			
10 名	会員からの不承認 FAX・メールなし		
議 長	宮野 はるみ	議事録 署名人	細谷 由美子 谷口 久美子
報告事項		※詳細は、総会資料参照	
1. 令和元年度（2019 年度）事業報告			
1) 令和元年度（2019 年度）理事会			
(1) 第 1 回 理事会：役員選出 代表理事：宮野はるみ ・幹事：			
(2) 第 2 回 理事会：			
(3) 第 3 回 理事会：			
2) 地区総会報告			
(1) 県北：地区研修会 2 回 開催 いいお産の日 参加 2 名			
(2) 中央：地区研修会 2 回 開催 いいお産の日 開催			
(3) 県南：地区研修会 1 回 開催 いいお産の日 参加 2 名			
大仙市・仙北市からの産後ケアへの派遣依頼に対応			
(4) 各地区の教材・所有物を確認			
3) いいお産の日 報告			
(1) 71 名（大人 39 名 子ども 32 名）の参加			
① 体験型の内容もあり、参加者からは好評			
② 助産師と相談できて良かったという感想あり			
(2) 2020 年度の開催は、厳しい。			
4) 都道府県助産師会 代表者議会報告			
(1) 全国組織率 27.3%（目標 30%）10,075 名			
(2) 分娩を取り扱い助産所の減少についてグループ討議を行い、高齢化・嘱託医問題・経営問題・助産師の技術不足など多くの課題がある。			
(3) アドバンス助産師の上司評価者育成研修の受講促進を図る。WEB 受講可能			
5) 北海道・東北地区懇談会			
(1) 各県道の活動状況の交流			
(2) 北海道・東北地区研修会の確認：北海道 2020 年 9 月 12 日より開催予定			
6) 各委員会活動			
(1) 子育て女性健康支援センター事業			
① 相談総件数156件			
② 健康教育活動 実施総件数116件			

2) 令和 2 年度 (2020 年度) 理事会

❖ 第 1 回 理事会 報告

令和 2 年度 (2020) 秋田県助産師会 第 1 回 理事会	
日 時	令和 2 年 6 月 27 日 (土) 11:30~12:00
場 所	遊学舎 研修室 3
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 古田由美子 成田和佳子 細谷由美子 柴田博美 谷口久美子 宮城智恵子 猿田了子 赤平敏子
欠席者	堀井雅美
1. 報告事項 1) COVID-19 関連報告 (日本助産師会理事会・北海道東北地区 代表者懇談会の報告含む) ① 日本助産師会より多数のメール文書が送られており、内容確認し選択して、各地区長へ会員への周知文書を出してい状況である。必要時は、日本助産師会ホームページ確認を促すこととする。 ② 日本助産師会より、活動支援金が支給される予定 ❖ 子育て・女性の生涯の健康教育支援事業への助成金に活動支援金を上乗せし支援することが決定した。活動支援金は、主に安全対策に優先的に使用すること、活動支援金の使途は、今年度末に簡単な報告を求める予定 ➡以上を受けて、用途を今後も継続的に検討する。 I. 講座時の体温測定や手指消毒剤等の購入 II. ZOOM の導入 2) 子育て・女性健康支援センター活動報告 ① いのちの大切さ講座は、COVID-19 で中止もあり。相談件数の減少も見られる。 ② 今後の課題：相談員確保・教材効率利用できる予約の取り方について引き続き検討する。個人活動への教材使用も含め要検討。 2. 協議事項 1) 秋田県助産師会 事業計画について ① いいお産の日 記念行事について (県南) は、ポスター作製を含め中止 ② 研修会は開催なし。研修委員会は、研修運営マニュアル (仮) 作成検討する。 ③ 理事会の開催時期については、例年通り 10 月・3 月に開催予定とする 2) 今後の表彰者推薦について、各地区で検討し推薦基準に沿って推薦する。 3) 各種役員の確認 4) その他	
次回 理事会 令和 2 年 10 月 17 日 (日) 10:00~遊学舎	

☆ 第 2 回 理事会 報告

令和 2 年度年（2020） 秋田県助産師会 第 2 回 理事会	
日 時	令和 2 年 10 月 17 日（日）10:00～12:00
場 所	遊学舎 研修室 4
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 古田由美子 赤平敏子 猿田了子 成田和佳子 細谷由美子 柴田博美 谷口久美子 宮城智恵子
欠席者	堀井雅美
1. 報告事項 ＊別資料参照 1) 2020 年度 第 2 回 日本助産師会 理事会報告＊ 2) 北海道・東北地区 2020 年度 第 1 回 代表者懇談会報告＊ 3) 男鹿市 市民福祉部 健康子育て課より、産後ケア事業の訪問型の実施について ① 助産師会に委託依頼あり→人材があるので受けても良いのでは。地区会長から会員に情報提供をして、受託しても良い人を募る。保険に関して確認が必要。 4) 母子保健奨励賞の選考結果：推薦は出しているが返事がまだきていない 5) 日本助産師会ホームページのリニューアル ①「総合 TOP」「日本助産師会について」「助産師・助産師を目指す方へ」「研修会・セミナー」のカテゴリーをリリース ②「一般の方へ」のカテゴリーは、11 月改訂予定 ③ 会員専用ページは、来年 4 月の会員管理システム改訂時に新ページリリース予定のため、当面は旧サイトが表示 2. 協議事項 1) COVID-19 感染対策に関わる支援金（10 万円）について ① 感染予防対策グッズとして、透明のマウスガードを購入予定（命の授業の際、耳の自由な児童・生徒のために必要） 2) その他 ① 県北よりドップラー購入の希望あり→メンテナンスの件も含め、リースも検討してみる ② 年度末に携帯電話をスマートフォンに変更する予定。現在は電話相談とメール相談を分けているが、スマートフォンを持っている人が電話とメールの相談を受ける。メール相談の件数は減少しているが、助産師が相談を受けるという責務がある。PR も必要（性教育講座の際に、QR コード入りのカードを配るなど） 次回会議の開催予定 3 月 14 日（日）10 時～ 総会の内容確認	

第 3 回 理事会 報告

令和 2 年度(2020) 秋田県助産師会 第 3 回 理事会	
日 時	令和 3 年 3 月 14 日(日) 10:00~12:00
場 所	遊学舎 研修室 4
出席者	宮野はるみ 高橋真樹子 古田由美子 赤平敏子 成田和佳子 細谷由美子 柴田博美 宮城智恵子
欠席者	堀井雅美 猿田了子 谷口久美子
1. 報告事項 *別資料参照 1) 本部 理事会報告 第 4 回・第 5 回:別紙参照 ① 会員数 2020 年 11 月現在 10,125 名 秋田県就業実人数 322 名中会員は 86 名 ② 会員システム改定について、2021 年 4 月よりクラウド化予定。 ✿ 会員管理システムで会員登録情報を日本助産師会と県助産師会の双方で確認可能 ✿ 研修会受付・支払い・修了証発行も可能 ③ とりごえ助産院での訪問看護ステーション事業について、モデルケースとして開始予定 ④ 日本助産師会よりの情報提供について ✿ 基本的に会員全員に周知が必要な内容は、HP に掲載 ✿ 会員システム更新により、会員への一斉メールを想定し構築中 ✿ 秋田県助産師会においても、HP 利用してできるよう検討し、地区長の負担権限を図りたい 2) 2021 年度 日本助産師会 通常総会の開催中止について:別紙参照 ① 2022 年度総会は、一橋大学で開催予定 3) 子育て・女性健康支援センター実施状況 4) 秋田県助産師会 保有教材・物品 リスト:別紙参照 5) その他 2. 協議事項 1) 令和 3 年度 秋田県助産師会 通常総会について:ZOOM 利用も検討 最小限人数で ① 令和 2 年度 事業報告/会員の動向/会計監査 ② 令和 3 年度 事業計画/予算について ③ 役員改正選挙について、会長 1 名、副会長 2 名、財務担当 1 名、総務担当 2 名が改選に該当。推薦、選挙で承認のながれ 2) その他 コロナ収束のめどが立たず、会議や研修の開催に Zoom の利用を検討。 1 年使用してみて継続するかを判断。	
次回会議の開催予定 6 月 19 日(土)11 時~ 秋田県助産師会 通常総会後 第 1 回理事会	

3) 令和 2 年度（2020 年度） 地区活動報告

	月 日	内 容	参加
県北		COVID-19 の対応のため、開催見送り	
秋田		COVID-19 の対応のため、開催見送り	
県南		COVID-19 の対応のため、開催見送り	

4) 各地区 所有物品 一覧

教材・物品		保有数			備考
		北	中央	南	
胎児ちゃん	おくるみ		2		手作り感のあるものもあり 補修しながら使用
	袋		2		
胎児人形セット	3 ヶ月	1	2	2	
	4 ヶ月	2	2	2	
	5 ヶ月	2	2	2	
	7 ヶ月	1	2	2	
	8 ヶ月	2	2	2	
	10 ヶ月	2	2	2	
粘土胎児人形	3 ヶ月	2			12 個×2 セット
胎児用ドップラー		2	1	2	ゼリーは並木クリニックより寄付
妊婦ジャケット			2		2020 年度購入
模擬子宮		1	1		
うまれーる	はさみ		2		
	胎児変身スーツ		3		
	敷物		4		
紙芝居	紙芝居		1	1	
	スタンド		1		
絵本			1		「うまれてきてありがとう」CD 付
テニスボール			1		
CD			1		※産声 胎児心音
パネルなどの掲示	第二性徴		1		※手作り
			2		※背面が全面磁石のものは重く使用していない
助産師 T シャツ黄色			10		

5) 都道府県 助産師会 代表者会議 議事録

2020 年度 第 1 回 都道府県助産師会 代表者会議 議事録

日時:2020 年 11 月 12 日(木)14:30~16:30

方法:WEB 会議

報告事項

1. 行政等への要望について
2. 各都道府県 助産師会 会員組織率について
3. 2021 年度 通常総会、日本助産師学会について
4. アドバンス助産師 更新、産後ケア 実務助産師 研修修了者 承認等について
5. 開業助産師 実践力認定(仮称)について
6. 安全管理指針・有害事象報告フローについて
7. 国際関連 報告
8. 都道府県助産師会の行政への要望等に関する調査について(2019 年度分)
9. 地区研修会について
10. その他
 - 1) 2021 年度 研修会年間計画表、2020 年度オンデマンド研修について
 - 2) 都道府県 保健指導部会 活動調査 結果
 - 3) 助産所安全管理評価について
 - 4) 新 IT システム加入状況について

6) 北海道・東北 地区懇談会 議事録

令和 2 年度(2020 年度) 第 1 回 北海道・東北地区 代表者懇談会 議事録

日時：令和 2 年 9 月日(金)17 時～19 時

方法：WEB 会議

出席者：高室典子(北海道助産師会 会長)、白濱奈々子(青森県助産師会 会長)

塩野悦子(宮城県助産師会 会長)、小谷寿美恵(福島県助産師会 会長 地区理事)

欠席者：宮野はるみ(秋田県助産師会 会長)、大坂暢子(岩手県助産師会 会長)

佐藤 陽子(山形県助産師会 会長)

議題

I 報告：各県上半期の活動報告及び情報交換

II 審議

1. 産後ケア事業推進に向けて各県助産師会の動向

- 1) 産後ケア法により、市町村・県は産後ケア実施が努力義務となっている。
- 2) 対象者が産後 1 年までになった。月齢が大きいと保育スタッフが必要になる。
- 3) 開業助産師が疲弊しては、魅力がなくなり後輩が育たなくなる。
- 4) 宮城県：会議を実施したが、委託料が安価であり、助産所はボランティア状態である。
- 5) 双子支援をしており、双子の利用が多い。委託料が上がると利用者の負担が大きくなる懸念
- 6) 契約は、助産所ごとか、県助産師会かも検討する。参考料金などあれば情報提供を希望
(北海道の委託料、双胎加算、福島県の委託料など資料提供へ)
 - ・北海道：委託料は東京都のようにはいかない。双胎加算は 1 万円になった
実施者(施設)が多いとケアの内容・質にばらつきが出る。
 - ・福島県：産後ケア実施施設で現状と課題を出し合った。今後に向けて協議していく
双胎はスタッフの負担が多いのに、加算はリネン代程度である。ほか

2. 災害時連携支援協定について各県の動向

- 1) 協定内容について疑問・不備・追加等の検討事項
 - 2) 災害対策委員会議について(各県委員の変更は?)
 - 3) 連携協定はあるものの、実際に動けるまでにはなっていない。
 - 4) 北海道東北地区の災害担当で会議が必要と考える。(11 月の日本助産師会の集会後に)
- ##### 3. 令和 2 年度北海道・東北地区研修会について 10 月に北海道で開催(WEB開催も検討)
- 1) 10 月になるのは札幌がパラリンピック会場になるため(10/8～10 または、10/15～17)
 - 2) 子育て女性健康支援センターポスター発表について、継続かどうかを確認中
- ##### 4. 第 2 回 地区懇談会 開催予定 ※WEB開催も検討

III その他

・地区研修会費について

会議費用や郵送料として、例年通りの 2,000 円

令和 2 年度 (2020 年度) 第 2 回 北海道・東北地区 代表者懇談会 議事録

日 時：令和 3 年 1 月 9 日 (土) 13 時～16 時 方法：WEB 会議

出席者：高室典子 (北海道)、白濱奈々子 (青森県)、宮野はるみ (秋田県)

大坂暢子 (岩手県)、佐藤陽子 (山形県)、塩野悦子 (宮城県)、石田登喜子、
旭香織 (福島県) 地区理事小谷は、欠席のため福島県の石田が代理を務めた

議題

I 報告および情報交換 道各県下半期の活動報告 (コロナ禍で工夫している点など)

北海道：①新生児訪問はコロナのために中止。4 か月健診はスタート。

②研修はリモート研修 (ZOOM)、北海道から 200 万円もらう。

秋田県：①コロナ対応のため、人を集めるイベントは全部中止

リモートで研修ができるように検討中

岩手県：会員 114 名 (1 名減)、理事会 6 回開催 (1 回は書面で実施)

子育て女性の健康支援センター事業は、特別企画「岩手いきいき支援財団
助成事業ファミリー育児講座」4 回予定ショッピングセンター・イオンで
の子育て相談：年 4 回予定

宮城県：コロナ禍で県助産師会独自で「電話相談」を実施。宮城県と仙台市からの
委託で「助産師による妊産婦電話相談を週 3 回実施。仙台助産師サロン」
を独自に実施、座談会やベビーマッサージ中止。思春期健康教育として、
中学・高校に講師派遣。CLoCMiP レベルⅢの研修を実施

山形県：開業助産師は産後訪問を主体にしていたが、仕事が無くなった。母親教室
を ZOOM で出来ないか県も市町村も検討。25 年記念誌を作成予定であっ
たが、理事会の開催が Line 会議だけなので中止。

青森県：例年小学校の出前講座「命の教育」は、人数制限し実施回数は減少してい
ない。市町村の依頼で YouTube による教室を配信中。研修は全く実施し
ていない。理事会は Line のみで具体的な活動になっていない

福島県：コロナ対応のため電話相談に加えて Line 相談を開始。福島市が、厚労省
の「新型コロナ流行下における妊産婦総合対策事業」で開始。いわき市で
お産を扱う助産院が開所した。

II. 産後ケア事業について (道各県の動向)

1. 産後ケアは予算時期で、直接議会に談判。予算を提示するのに科学的根拠を示
すこと、どこにアプローチしたらよいかなど、やり方を学習した。
2. 厚労省の「産後ケア施設における感染防止対策支援」で、福島県の場合 1 施設
最大 70 万円までの補助。各助産所で見積もりを添えて申請している。また助産
師 1 人 5 万円の支援金をいただいた。

III. 審 議

1. 令和 3 年度 北海道・東北地区研修会について

1) 日程：令和 3 年 10 月 16 日 (土) ～17 日 (日) 会場：札幌国際ビル

2) 懇親会：10 月 16 日 (土) 地区代表者懇談会議：10 月 15 日 (金)

3) 名誉会員推薦は、年齢等の該当者無し。北海道・東北地区としては見送り

4) 本部部会委員の推薦について

5) 災害対策委員 山本富士子さん（山形県） 本部に報告、承認済み

6) 勤務部会委員（門馬さん退任希望）→宮城県助産師会で（後日連絡あり）

7) 災害時地区内協定について、確認しておきたいこと

（1）岩手県の会長より災害時地域協定の条文紹介あり

災害発生急性期は、必要な物資等の支援を中心に考え、人的支援は急性期以降の中・長期的支援と考えることで一致した。急性期で必要な物資があれば各道府県会長を通して依頼する。

8) 令和 3 年度地区懇談会議日程案について

（1）第 1 回：令和 3 年 10 月 15 日（金）→本部の動きに合わせて後日相談

（2）第 2 回：令和 4 年 1 月 8 日（土）または、15 日（土）仙台市会場
→令和 4 年 1 月 15 日で決定。会場は宮城県助産師会会長が確保

IV. その他

1. 日本助産師会への要望について

1) 北海道（高室会長より）

要望事項①：日本助産師会独自の CLoCMiP レベルⅣに関する詳細を早く示して欲しい

2) 山形県（佐藤会長より）

✧ 沐浴時のドライケアが一般化されているようだが、山形県で調査したところ、実施されていない。沐浴と産後クライシスに対する日本助産師会としての方向性を示して欲しい。

✧ 宮城県（塩野会長）

産後クライシスについては、YouTube「ケロケロ助産院」に掲載している。

沐浴等はいろいろな方法があると思うので選択肢の一つとして活用して欲しい。

✧ 北海道（高室会長）

方法はいろいろで、それぞれにメリット、デメリットがあると思う。日本助産師会として方向性を示すのは難しいのではないかな。

✧ 日本助産師会に方向性を要望するのではなく、各自で判断してよりよいケアを提供する

その他

（1）「助産師 5 月号」で地区報告が回ってきた。原稿提出をテーマは「コロナ禍での助産活動の取り組み」原稿は 400 字程度 期日は 2 月 10 日まで

（2）機関誌掲載「助産師と家族」に登場いただける方の紹介依頼 宮城県で推薦

（3）日本助産師会理事会（1 月 27 日）用活動報 1 月 15 日までに小谷へ

（4）安否確認訓練について 令和 3 年 2 月 2 日（火）

7) 各委員会活動 報告

(1) 子育て女性健康支援センター事業

都道府県名					秋田県	
報告書 1					令和 2 年度	
子育て・女性健康支援センター相談事業報告書					2020 年度	
1. 1 年間の各相談件数を記入して下さい。(実数)						
電話(件)	来所(件)	訪問(件)	メール(件)	その他	合計	
51	0	3	2	30	86	
問題解決困難な事例件数						(件)
注意)相談で病的な状況に移行しやすいもの、虐待や虐待に移行する恐れのあるなど問題解決困難症例、社会的問題で(経済的、家族の問題、シングルマザーなど)他機関との連携が必要だったり、継続的フォローが必要な症例など、また来所や訪問などで無料で実施している内容の場合もカウントして下さい						0
2. 相談内容別の件数を入力してください。(のべ件数)						
相談種別	電話(件)	来所(件)	訪問(件)	メール(件)	その他	合計
相談の内容						
妊娠・出産に関するもの	10	0	0	1	3	14
母親に関するもの	1	0	0	0	1	2
授乳・離乳に関するもの	31	0	4	1	8	47
子育てに関するもの	3	0	0	0	13	17
子どもに関するもの	12	0	4	0	24	42
思春期に関係するもの	2	0	0	0	0	2
成熟期に関係するもの	3	0	0	0	0	3
更年期に関係するもの	2	0	0	0	0	2
助産師のケアに関するもの	2	0	0	0	0	2
その他	6	0	0	0	0	6
合 計	72	0	8	2	49	137

報告書2	
健康教育活動 実施報告書	
対象者	実施回数(回)
就学前の子ども	0
小学生	62
中学生	11
高校生	7
総合計	80

(2) 災害対策委員会

日本助産師会 災害に対応する訓練の運用事項

✿ 災害に対応する訓練は、**2月第1火曜日(毎年定例)**



1. 9回目となる今年度の目的

- 1) 各都道府県助産師会会員の安否並びに被災状況や支援の必要の有無を確認
- 2) 各都道府県助産師会会長から地区理事を通じて日本助産師会報告するルートの確立
- 3) 助産師会会員が災害発生を想定し、災害時に対応する意識を持つ

2. 方法

- 1) 災害想定: 2021年2月2日(火)にその地域で発生する可能性の高い災害
【秋田県: 10時に「震度6の地震」「津波はない」】を設定する。

- 2) 発信元: 古田(災害対策委員)より県北地区長(成田)・中央地区長(細谷)

県南地区長(柴田)に各地区の会員の安否について確認するように一斉メール

3) 訓練の方法

- ① 第1回報告: 正午までに安否の確認できた人数について(12時~13時)【 】
- ② 第2回報告: 20時までに安否確認できた人数について(20時~21時)【 】
- ③ 第3回報告: 全員の安否確認ができた時点で最終の連絡【所要時間: 12時間6分】
- ④ 会員全員の安否が確認できたら 災害対策委員古田から宮野会長へ連絡
- ⑤ 宮野会長から地区理事に「報告書: 都道府県用」で報告
- ⑥ 地区理事は、報告を受け「報告書: 理事用」を作成、各都道府県「報告書: 都道府県用」「発災時の報告書式」とともに日本助産師会理事メーリングリストで報告

- 4) 訓練の対象: 全会員(一部の会員の訓練ではない)

- 5) 安否訓練の目的達成度及び課題は、日本助産師会ホームページに掲載予定

公益社団法人日本助産師会

日本助産師会 災害訓練報告

各都道府県担当 → 地区理事報告フォーム

各都道府県ご担当は、下記ボタンより訓練結果の報告を送信してください。
報告が地区理事に送信されます。

都道府県担当 報告フォーム

地区理事 → 本部 報告フォーム

各地区理事はご担当の都道府県の報告がそろいましたら、下記ボタンより報告ください。
報告は本部に送信されます。

地区理事報告フォーム

8) 令和 2 年度(2020) 関係団体との活動状況

2020 年度 関係団体との活動状況			
会議名	月日	時間	役員
秋田県小児保健会 理事会	2020 年 6 月 2 日(火) 2020 年 10 月 20 日(日)	19:00~20:00 18:30~19:10	宮野はるみ 任期2年: 2023.3.31
秋田市男女共生推進会議	2020 年 5 月 2021 年 2 月 4 日(木)	COVID-19 で中止 15:00~16:00	高橋真樹子
秋田県健康づくり審議会 母子保健分科会	2021 年 3 月 11 日付け	COVID-19 対策のため資料配布	宮野はるみ 任期:2022.6.30
秋田市社会福祉審議会	2021 年 2 月 10 日(水)	10:00~12:00 Zoom で参加	古田由美子
秋田市社会福祉審議会 児童専門部会 秋田市子ども・子育て会議	専門部会は、開催されず		古田由美子
秋田市要保護児童対策地域協議会 実務者会議	2020 年 5 月 2020 年 10 月 7 日(水) 2021 年 1 月 28 日(木)	COVID-19 で中止 14:00~16:00 14:00~16:00	古田由美子
秋田市要保護児童対策地域協議会 代表者会議	2020 年 5 月 2021 年 2 月 4 日(木)	COVID-19 で中止 16:00~18:00	高橋真樹子
秋田県医療事故調査等 支援団体 連絡協議会	2020 年 12 月 2 日(水)	18:30~20:00	宮野はるみ 任期:なし
秋田母乳育児を支える会	2020 年 12 月 17 日(木)	17:30~18:00	古田由美子
21世紀の医療を守る会	退 会		

✿ 各団体等の総会や会議は、COVID-19 の影響により縮小・中止や ZOOM 会議等が多くみられた。

2. 会員の動向

		前年度末 会員数	年度末 会員数	新 規	転 入	転 出	退会	物故
平成 17 年度	2005 年度	74	70	2	0	0	5	1
18 年度	2006 年度	70	75	8	0	0	3	0
19 年度	2007 年度	75	79	4	3	0	3	0
20 年度	2008 年度	79	73	3	0	0	8	1
21 年度	2009 年度	73	68	2	0	1	6	0
22 年度	2010 年度	68	70	6	0	0	4	0
23 年度	2011 年度	70	68	4	1	0	5	2
24 年度	2012 年度	68	78	11	0	0	1	0
25 年度	2013 年度	78	78	2	0	0	2	0
26 年度	2014 年度	78	80	8	0	1	5	0
27 年度	2015 年度	80	81	3	0	0	2	0
28 年度	2016 年度	81	78	2	1	2	4	0
29 年度	2017 年度	78	79	6	0	2	3	0
30 年度	2018 年度	79	81	7	0	0	5	1
令和元年度	2019 年度	81	83	2	2	0	2	0
令和 2 年度	2020 年度	83	85	3	1	0	1	1
令和 3 年度	2021 年度	85	88	5 2021.6.19 現在の数値	0	1	3	0
地区別 内訳 2021.6.19 現在								
県北地区：13 名			中央地区：38 名			県南地区：37 名		
所属部会 内訳 2021.6.19 現在								
保健指導 部会：11 名				勤務助産師 部会：77 名				
表 彰 者								
令和 2 年度（2020）		家族計画会長 表彰			COVID－19 対策で中止			
令和 2 年度（2020）		秋田県看護 功労賞			篠原ひとみ		古田由美子	
令和 2 年度（2020）		日本助産師会 永年活動感謝状			牧 緑			
令和 2 年度（2020）		日本助産師会 会長表彰			菅原光子			

審議事項

3. 令和 2 年度（2020 年度） 決算報告および会計監査 報告
会員各位へ郵送

令和 2 年度（2020 年）ブロック研修会基金 決算報告書（案）

月 日	項 目	収 入	支 出	合 計
R 2.4.1	前年度より繰越			800,114 円
R2.7.13	口座より積立	200,000 円		1,000,114 円
R2.8.22	利 息	4 円		1,000,118 円
R3.2.20	利 息	4 円		1,000,122 円

※ 2022 年 北海道・東北ブロック研修会 開催資金 確保のため、別口座にて積立

3. 令和 2 年度 2020 年度 決算報告および会計監査報告

一般社団法人 秋田県助産師会 会 長 様
会員各位様

会計監査報告

一般社団法人秋田県助産師会の会計監査を次のとおり実施しましたので
その結果を報告します。

1. 監査施行日

令和 3 年 4 月 30 日（金）

2. 監査結果

帳簿ならびに関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続きを用いて
計算書類の正確を検討いたしました。
監査の結果、一般会計の収支決算は、現金・預金ともに相違ありません
でした。関係書類も正確に整理されていました。

一般社団法人 秋田県助産師会

監事 猿田了子 

監事 赤平敏子 

4. 令和 3 年度（2021 年度）事業計画

1. 本部 通常総会・助産師学会（総会は、新型コロナウイルス対応のため電子投実施）

🌸 日 時：2021 年 5 月 21 日（金）14 時～16 時

2. 北海道・東北ブロック研修会 1 年延期が決定

🌸 日 時：令和 3 年 10 月 16 日（土）～17 日（日）

🌸 会場：札幌国際ビル

3. 研修事業（ZOOM 契約し研修会での活用を進める）

1) 研修会の開催

2) いいお産の日 記念事業 （第 4 回）

日 時：令和 3 年（2021 年）11 月未定

場 所：県南

内 容：未定

🌸 感染防止対策を取りながら、集まっての開催・
ZOOM を利用した研修会の検討を進める。

4. 会議の開催（ZOOM 契約し会議での活用を進める）

🌸 一般社団法人 秋田県助産師会 通常総会（令和 3 年 6 月 19 日）

🌸 理事会 3 回／年 （6 月、12 月、3 月）

🌸 役員会 必要時

🌸 3 地区総会

5. 組織強化

🌸 非会員も含めた研修会開催による秋田県助産師会の PR

組織率 30% を目指す＝会員数 97 名 現在より 9 名増加目指す

🌸 秋田県助産師会ホームページを活用しての会員への情報提供の促進

🌸 グループラインを利用したの情報提供・連絡を密に行う。

6. その他

🌸 各市町村の産後ケア事業：現在（湯沢市・仙北市・羽後町）・予定（男鹿市・由利本荘市）

🌸 母子保健コーディネーター事業

🌸 令和 3 年度（2021 年度）会員の表彰候補者の推薦

5. 令和 2 年度（2020 年度） 予算

会員各位へ郵送

6. その他

令和 3 年度（2021 年度）理事改選 結果報告 投票総数 75 票

会員総数 88 名中 信任数が、過半数を超えたため、全員選任された。

	氏 名
会 長	宮野はるみ
副会長	高橋真樹子
副会長	堀井雅美
財 務	古田由美子
総 務	谷口久美子
総 務	宮城智恵子

一般社団法人 秋田県助産師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人秋田県助産師会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を秋田市茨島二丁目3番52号に置く。

2. 当法人は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、助産師の業務倫理の向上を図ると共に専門的実践の研究に努め、あわせて母子保健に関する知識の普及並びに家族保健及び女性の一生における性と生殖をめぐる健康の改善に関する事業を行い、もって地域の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 母子保健の普及指導に関する事業
- (2) 助産業務の振興に関する事業
- (3) 助産師育成に関する事業
- (4) 母子保健及びリプロダクティブヘルツ／ライツに関する事業
- (5) 助産所経営の改善に関する事業
- (6) 会員相互扶助に関する事業
- (7) その他これら各号記載の事業に付帯、関連する事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する個人。
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同した助産師以外の個人及び団体・企業。

(入退会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。当法人を退会する場合もやむを得ない事由がある場合を除いて、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、社員総会の議決を経て会長が細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 助産師免許を取り消されたとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 当法人が解散し、又は破産したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種別、招集等)

第12条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 通常社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第21条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催30日前までに公表し、会員に通知しなければならない。

(権 能)

第13条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任及び解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 各事業年度の決算報告

(6) 定款の変更に関する事項

(7) 当法人の解散に関する事項

(8) 理事会において総会に付議した事項

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(議長)

第14条 社員総会に議長団を置く。

2. 議長団は3名以内とし、社員総会前の理事会で正会員の中から選出する。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第17条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名を副会長とする。

3. 理事のうち、1名を総務担当理事、1名を財務担当理事とする

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会において会員の中から選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3. 会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(職務)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 総務担当理事は当法人の庶務をつかさどる。

4. 財務担当理事は当法人の会計をつかさどる。

5. 理事は理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき当法人の業務を執行する。

6. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会又は理事会の招集を請求し、又は第3章又は第5章の定めにかかわらず、社員総会又は理事会を招集すること。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会

の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任する時は、最初の選任から6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
3. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
4. 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任する時は、最初の選任から8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
5. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
6. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第24条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を支弁することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が報酬規定に定める。

(顧 問)

第25条 会長の諮問に応ずるため当法人に顧問を5名以内置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、無給とする。

(役員の責任免除)

第26条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項の規定に関わらず、当該理事、監事が善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事、監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当法人は同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事(理事、監事であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 理事会規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長その他の業務執行理事の選定及び解職

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第26条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

4. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし前条第4項により理事が招集する場合を除く。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の管理)

第36条 当法人の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、通常社員総会に報告しなければならない。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第3号、第4号、第6号の書類については、社員総会への報告に代えて、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2. 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上の出席で、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会が選任する。

3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の成立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第44条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	猿 田 了 子
設立時理事	高 橋 真樹子
設立時理事	古 田 由美子
設立時理事	貝 田 佐恵子
設立時代表理事	猿 田 了 子
設立時監事	篠 田 玲 子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所

氏名 猿 田 了 子

2 住所

氏名 高 橋 真樹子

3 住所

氏名 古 田 由美子

4 住所

氏名 貝 田 佐恵子

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人秋田県助産師会 設立に際し、設立時社員の定款作成代理人である司法書士菊地喜久雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成23年7月22日

住所

設立時社員 猿 田 了 子

住所

設立時社員 高 橋 真樹子

住所

設立時社員 古 田 由美子

住所

設立時社員 貝 田 佐恵子

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 菊 地 喜久雄

一般社団法人 秋田県助産師会 細則

第 1 章 総則

第 1 条 定款第 2 条第 2 項に定める従たる事務所は会長宅にし、公にする。

第 2 章 組織

第 2 条 本会は次の 3 地区で組織される。

(1) 県北地区 (2) 中央地区 (3) 県南地区

2 各地区に地区長を置き、地区の運営に当たる。

第 3 章 会費

第 3 条 本会正会員は年間 5,000 円の会費を納める。

2 会費の納入方法は、公益社団法人日本助産師会で定めたとおりとする。

第 4 章 理事会

第 4 条 定款第 19 条に定める役員その他、各地区長を理事として選出し、総会で承認を得る。

第 5 条 通常理事会は年 3 回とする。

第 5 章 委員会

第 6 条 本会事業の円滑な運営のため次の委員会を置く。

(1) 子育て女性健康支援センター運営委員会

(2) 専門部会委員会

(3) 安全対策委員会

(4) 国際助産師の日記念事業実行委員会

(5) 北海道・東北ブロック研修会実行委員会

(6) 教育委員会

2 各委員会は運営上の問題を審議し、会長に助言する。

3 各委員会は規程に沿って運営し、理事会に報告する。

施行期日

平成 23 年 5 月 15 日

令和 3 年(2021 年) 一般社団法人 秋田県助産師会 役員名簿

役 職	氏 名	任 期					
		2019	2020	2021	2022	2023	2024
会 長 任期 2 年/6 年まで	宮 野 はるみ	○	○	○			
副 会 長 任期 2 年/6 年まで	高 橋 真 樹 子	○	○	○			
副 会 長 任期 2 年/6 年まで	堀 井 雅 美	○	○	○			
財 務 任期 2 年/6 年まで	古 田 由 美 子	○	○	○			
総 務 任期 2 年/6 年まで	谷 口 久 美 子	○	○	○			
総 務 任期 2 年/6 年まで	宮 城 智 恵 子	○	○	○			
監 事 任期 4 年/8 年まで	赤 平 敏 子	○	○	○			
監 事 任期 4 年/8 年まで	猿 田 了 子	○	○	○			

県北地区長	成田和佳子
中央地区長	細谷由美子
県南地区長	柴田 博美

各種委員会

子育て・女性健康支援センター推進委員 ★090-6454-1334 10 時～16 時	高橋真樹子・猿田了子
災害対策委員	古田由美子・中村 幸恵
安全対策委員	古田由美子・皆川真由美
教育委員	猿田 了子・中川 郁子・川村ひとみ
保健指導部会	高橋真樹子
勤務助産師部会	赤平 敏子
いいお産の日：中央地区	県南地区担当 予定
北海道・東北ブロック研修会実行委員会	2023 年度 開催担当県 予定